

平成 26 年度 市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）、及び「平成26年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」（神奈川県）による本市の状況をまとめたもので、データはいずれも速報値に基づくものです。

1. 概要・・・・・・・・・・	1
2. 暴力行為の状況・・・・	3
3. いじめの状況・・・・・・	5
4. 不登校の状況・・・・・・	9
5. 参考資料・・・・・・・・・・	14

平成27年10月28日
川崎市教育委員会

担当：川崎市教育委員会 学校教育部 指導課
星野（200-3318）・吉村（200-3247）

1. 概要

(1) 川崎市における暴力行為の概要

小学校における暴力行為は、平成 23 年度から 3 年連続で減少していましたが、平成 26 年度は 103 件となり、平成 25 年度の 59 件から大幅に増加し、1000 人あたりの出現率も 1.4 件に増加しています。特に、生徒間暴力については、過去 5 年間で最高となり、他の児童とのコミュニケーションのとり方の未熟さや感情のコントロールに課題がある児童が些細なことでもつい手を出してしまうような事案が増えています。現在、教育委員会では小学校において、支援が必要なすべての児童を対象として支援するために児童支援コーディネーター（今年度は 65 校）の専任化をすすめ、一人ひとりの児童へのきめ細やかな支援を行っており、暴力行為の未然防止についても、今後、その効果が期待されているところです。かわさき共生・共育プログラムや同効果測定の効果的な活用を推進し、暴力行為に発展する前段階での指導につなげてまいります。

中学校における暴力行為は、平成 22 年度の 602 件から 5 年連続で大きく減少し、239 件となっています。1000 人あたりの出現数も 8.1 人となり、調査開始以来、最低を記録しています。中学校では、生徒指導担当者を中心として職員間の情報共有がなされ、暴力行為を繰り返す生徒に対して、チームで支援をする体制づくりが進められており、家庭と連携を図りながら粘り強く指導を行っています。教育委員会では今後、生徒指導担当者のコーディネート機能を向上させて生徒指導体制の一層の充実に努めるとともに、関係機関との十分な連携を図り、生徒・保護者への支援体制づくりを推進してまいります。

(2) 川崎市におけるいじめの概要

平成 26 年度、小学校におけるいじめの認知件数は 619 件で、前年度の 453 件から約 36.6% 増加しました。中学校における認知件数は 185 件で、前年度の 167 件から約 10.8% の微増となっています。また、認知したいじめの年度内の改善率^{*}は小中あわせて約 98.3% でした。

いじめの認知件数は、社会的な関心が高まった次の年度に増加する傾向があります。近年では、平成 25 年のいじめ防止対策推進法の制定後に、いじめを広くとらえる新たな定義が示されたことが、関係しているものと考えられます。いじめの認知件数が増加している背景には、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間計画にそって、いじめの未然防止策が計画的かつ組織的に、いじめ問題への取組が進められている成果として捉えています。

各学校では、教育委員会が平成 26 年 11 月に川崎市いじめ防止基本方針の内容を取り入れて、発行した資料『一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざしてⅣ～いじめ問題の理解と対応～<総集編・改訂版>』を職員研修等で活用し、いじめの未然防止に努めています。また、毎年 6 月から 7 月末までを、児童生徒指導点検強化月間として、全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を実践しています。

教育委員会では、教職員に対して、初任者研修と 10 年経験者研修の中でいじめ問題の事例研修を行い、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の実践力が向上するように努めています。また、各学校が認知件数の数字に過剰に反応することなく、いじめの早期発見、早期対応に努めていくことが重要であると考えています。児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、引き続き、教職員のいじめに関する感度を高めるとともに、児童生徒が相談しやすい環境整備

に努めてまいります。

※ 改善率 = $[(\text{解消した件数}) + (\text{一定の解消が図られ、継続支援中の件数})] \div \text{認知件数} \times 100$

(3) 川崎市における不登校の概要

平成 26 年度、小学校の不登校児童数は 271 人で、前年度の 238 人から約 13.4%増加し、過去 5 年で一番多い数字となっています。中学校の不登校生徒数は 1,003 人で、前年度の 1,048 人から約 4.3%減少し、中学校における生徒 1,000 人あたりの出現数は 34.8 人で、平成 23 年度以降は 40 人を割り、平成 26 年度もそれに続いています。

小学校の不登校児童数は増加傾向にありますが、「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数」も過去 5 年で最も多くなっています。効果のあった学校の措置を見ても、「登校を促すために、電話をかけたたり迎えに行くなどをした」の数が増加しており、休んでいる児童への対応が積極的に図られていると考えています。特にここ数年は、低学年での増加傾向が見られます。これまで、保護者からの連絡により、病欠として捉えられていた児童に対して、担任や児童支援コーディネーターが、欠席した児童の家庭と積極的な関わりをもち、児童の欠席している状況を把握して、不登校とし、早い段階からの登校支援に繋げています。

また、小学校 6 年生が中学校入学後に不登校となるいわゆる「中 1 ギャップ」についても、増加しています。小学校時代の児童の様子を中学校が的確に聴き取り、個に応じた適切な対応が必要となっています。

中学校では、中学 2 年生以降の不登校生徒が多いことから、学校のきめ細かい指導を継続的に支援する必要があります。小学校同様「電話連絡」や「家庭訪問」による登校支援の他、スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたったことも、登校支援に効果のあった措置としてあげられています。

教育委員会では、今年度から校務支援システムを活用して、長期欠席傾向のあるすべての児童生徒の状況を学校と共有し、スクールソーシャルワーカーの活用を含め学校の不登校問題への取組を支援しています。また、学校間の情報共有や関係機関の連携を含めた学校支援の取組の充実に努めています。さらに、学校がすべての児童生徒の「居場所」となるように、「集団づくり」及び「わかる授業づくり」を軸とした「魅力ある学校づくり」に向け、取組を推進しています。

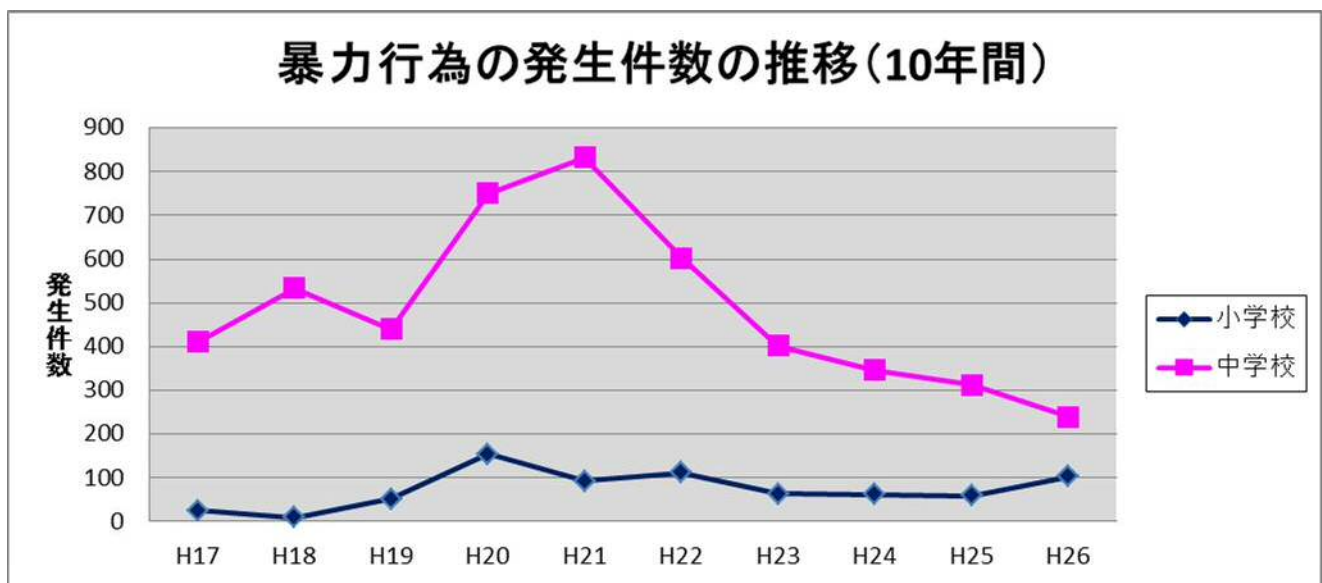
<調査対象> 川崎市立小学校：113 校、川崎市立中学校：52 校

2. 川崎市における暴力行為の状況

(1) 暴力行為全体の発生件数の推移（5年間）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	発生件数	111	63	61	59	103
	1000 人あたり	1.6	0.9	0.9	0.8	1.4
中学校	発生件数	602	401	346	312	239
	1000 人あたり	22.2	14.3	12.3	10.9	8.2
計	発生件数	713	464	407	371	342
	1000 人あたり	7.3	4.7	4.1	3.7	3.4

「1000 人あたり」とは、1000 人あたりの出現数を表しています。



(2) 暴力行為の形態別発生件数（5年間）

	形態	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	対教師暴力	21	18	16	6	13
	生徒間暴力	50	35	38	45	65
	対人暴力	1	0	1	3	2
	器物損壊	39	10	6	5	23
中学校	対教師暴力	120	70	48	62	31
	生徒間暴力	326	225	200	181	156
	対人暴力	21	5	11	15	5
	器物損壊	135	101	87	54	47

暴力行為の定義と各形態の凡例は、4ページをご覧ください。

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。

ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外とします。

なお、本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無に関わらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

●「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸ぐらをつかんだ
- ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

●「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為）の例

- ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

●「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

●「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

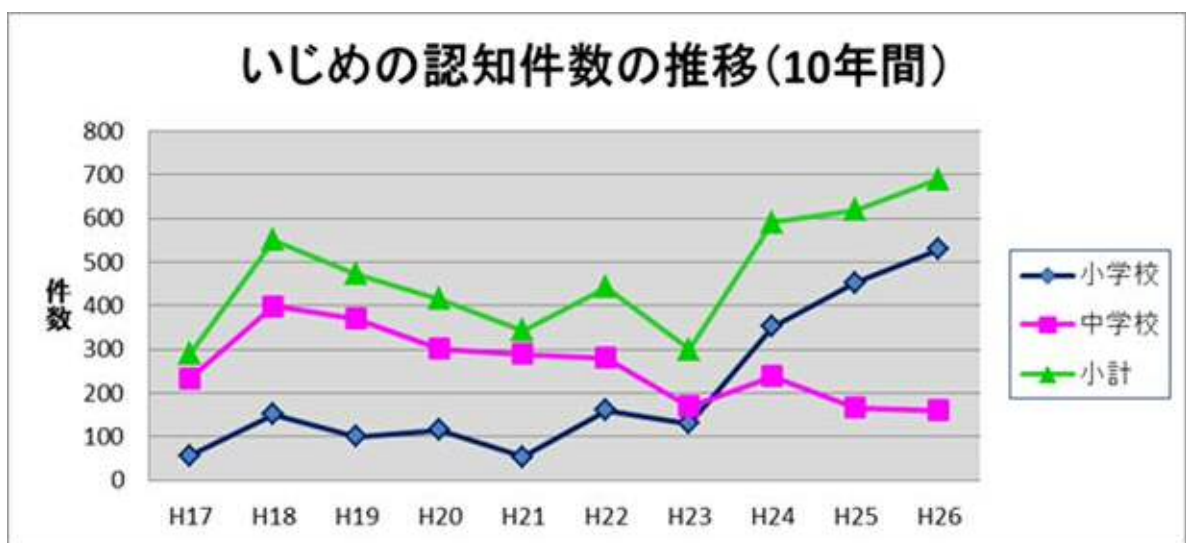
- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

3. 川崎市におけるいじめの状況

(1) いじめの認知件数の推移（5年間）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	認知件数	161	130	353	453	619
	1000 人あたり	2.3	1.9	5.0	6.4	8.7
中学校	認知件数	281	170	238	167	185
	1000 人あたり	10.4	6.1	8.4	5.8	6.4
計	認知件数	442	300	591	620	804
	1000 人あたり	4.5	3.1	6.0	6.2	8.0

「1000 人あたり」とは、1000 人あたりの出現数を表しています。



平成 18 年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、8 ページをご覧ください。

(2) いじめの態様別件数

項 目 (※)	25 年度		26 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	242	100	333	109
仲間はずれ、集団による無視をされる。	54	25	99	19
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	95	15	111	33
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	10	5	18	12
金品をたかられる。	3	4	3	3
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	28	13	26	12
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	33	11	37	8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	10	18	9	25
その他	16	1	47	5

※文部科学省の調査項目の原文のままで、複数回答です。

(3) いじめの発見のきっかけ

項 目 (※)		25 年度		26 年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		240	57	313	52
内 訳	学級担任が発見	75	43	162	25
	学級担任以外の教職員が発見	6	12	14	10
	養護教諭が発見	3	1	5	0
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	1
	アンケート調査など学校の取組により発見	156	1	132	16
学校の教職員以外からの情報により発見		213	110	306	133
内 訳	本人からの訴え	126	53	157	72
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	61	33	95	48
	児童生徒(本人を除く)からの情報	21	10	39	9
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	5	13	12	3
	地域の住民からの情報	0	0	1	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	1	1	1
	その他(匿名による投書など)	0	0	1	0
計		453	167	619	185

※文部科学省の調査項目の原文のままです。

(4) いじめられた児童・生徒への対応

項 目 (※)		25 年度		26 年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任や他の教職員が状況を聞く		438	159	592	180
養護教諭が状況を聞く		18	11	46	13
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く		4	11	6	6
学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う		111	105	173	119
養護教諭が継続的に面談しケアを行う		10	8	22	7
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う		5	13	7	8
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保		7	20	32	21
緊急避難としての欠席		4	0	3	0
他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼		15	17	23	23
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		10	54	21	52
グループ替えや席替え、学級替え等		36	24	105	10
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応		5	8	22	6
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		5	5	7	2
その他		2	0	6	0

※文部科学省の調査項目の原文のままで、複数回答です。

(5) いじめの改善状況の推移※（5年間）

小学校	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
① 解消したもの	118	86	307	272	407
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	30	38	41	178	203
③ 改善した件数(①+②)	148	124	348	450	610
改善率 (③／認知件数×100)	91.9%	95.4%	98.6%	99.3%	98.6%

中学校	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
① 解消したもの	219	134	222	144	154
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	54	30	13	22	26
③ 改善した件数(①+②)	273	164	235	166	180
改善率 (③／認知件数×100)	97.2%	96.5%	98.7%	99.4%	97.3%

小・中学校	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校で改善した件数	148	124	348	450	610
中学校で改善した件数	273	164	235	166	180
合 計	421	288	583	616	790
改善率 (合計／認知件数×100)	95.2%	96.0%	98.6%	99.4%	98.3%

※①と②は文部科学省による調査項目で、合算から求めた「改善率」は、神奈川県の実態によるものです。また、「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

(6) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

項 目 (※)	25 年度		26 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	113	51	113	52
いじめ問題に関する校内研修を実施した。	93	40	113	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	105	40	101	49
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	75	47	88	40
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	63	32	66	46
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	113	51	113	52
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	62	30	79	34
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	38	13	113	52
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	23	10	40	21
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	22	13	32	18
その他	1	0	9	0

※文部科学省の調査項目の原文のままで、複数回答です。

◆ 「いじめ」の調査に関する文部科学省の定義等

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせて変更している。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

（注2）「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

（注3）「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（注5）けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

<参考>

平成17年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

平成18年度～23年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

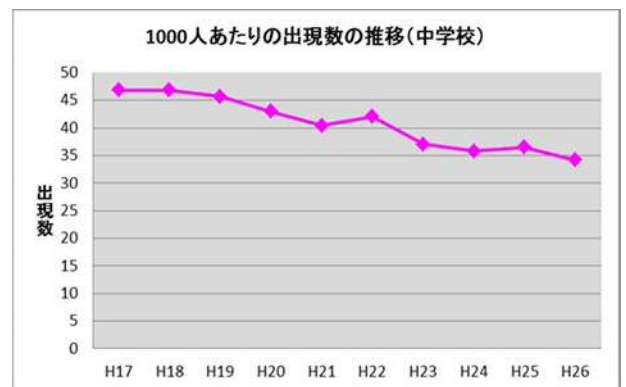
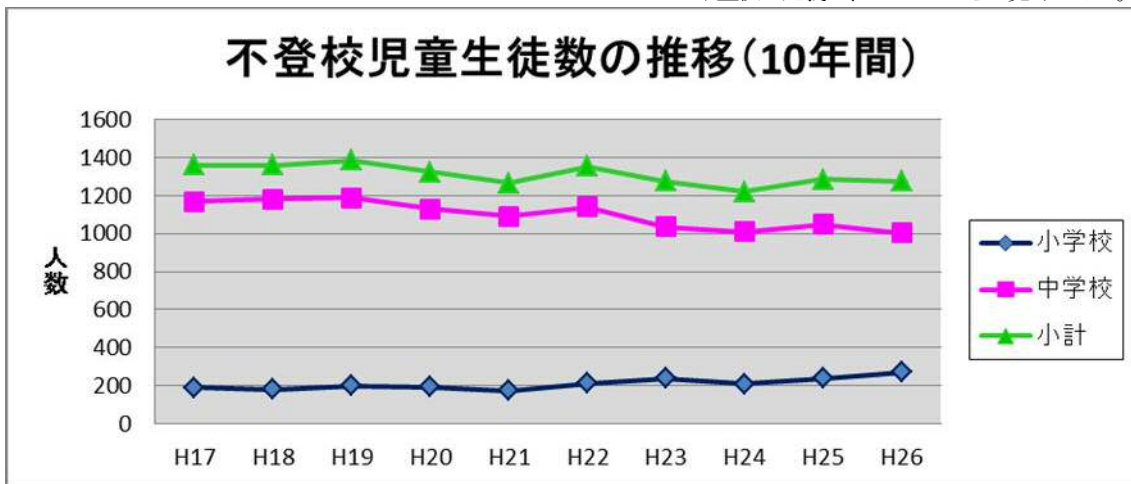
平成25年度の「いじめ防止対策推進法」において、いじめの定義が定められている。

4. 川崎市における不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	人数	213	238	210	238	271
	1000 人あたり	3.0	3.4	3.0	3.4	3.8
中学校	人数	1,140	1,036	1,010	1048	1003
	1000 人あたり	42.1	37.0	35.8	36.5	34.8
計	人数	1,353	1,274	1,220	1286	1274
	1000 人あたり	13.8	13.0	12.4	13.0	12.7

「1000 人あたり」とは、1000 人あたりの出現数を表しています。
不登校の定義は、13 ページをご覧ください。

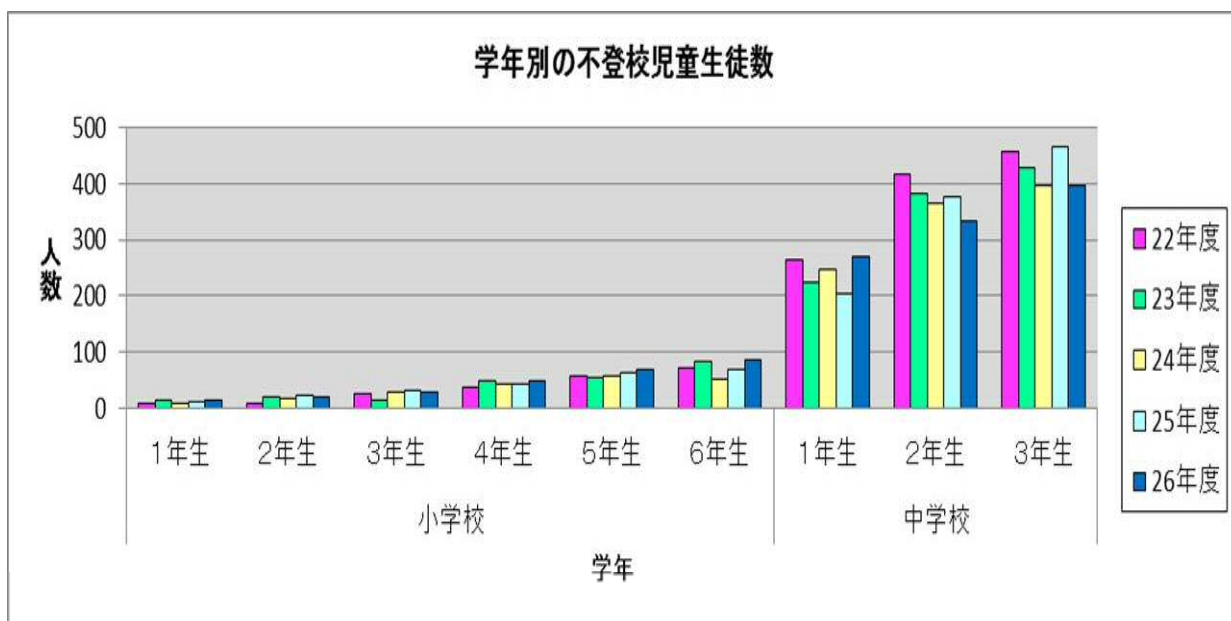


(2) 区別不登校児童生徒数（平成 26 年度）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
小学校	53	22	40	50	37	25	44
中学校	186	124	147	147	182	109	108
計	239	146	187	197	219	134	152

(3) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	1 年	9	15	10	12	15
	2 年	9	21	17	23	21
	3 年	26	15	30	31	30
	4 年	38	50	43	42	50
	5 年	58	54	58	62	68
	6 年	73	83	52	68	87
中学校	1 年	265	225	248	204	271
	2 年	418	383	366	378	335
	3 年	457	428	396	466	397



(4) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
中学1年生の不登校児童生徒数	265	225	248	204	271
前年度6年生時の不登校児童数	62	73	83	52	68
増加数（人）	203	152	165	152	203
増加率（％）	327%	208%	199%	292%	299%

(5) 欠席日数別不登校児童生徒数の推移（5年間）

	欠席日数	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	30日～59日	51	68	52	57	75
	60日～89日	39	53	37	50	61
	90日～119日	39	37	43	42	43
	120日～149日	35	32	29	31	31
	150日～179日	18	24	25	24	22
	180日～	31	24	24	34	39
中学校	30日～59日	302	227	231	264	234
	60日～89日	188	182	168	167	157
	90日～119日	154	144	157	132	167
	120日～149日	169	145	154	148	130
	150日～179日	145	150	143	165	145
	180日～	182	188	157	172	170

(6) 不登校になったきっかけと考えられる状況

項 目 (※)	25年度			26年度		
	小学校	中学校	構成比	小学校	中学校	構成比
いじめ	2	11	1.0%	4	14	1.4%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	19	163	14.2%	33	233	20.9%
教職員との関係をめぐる問題	10	23	2.6%	7	26	2.6%
学業の不振	15	116	10.2%	27	121	11.6%
進路にかかる不安	0	27	2.1%	1	12	1.0%
クラブ活動、部活動等への不適応	0	38	3.0%	0	32	2.5%
学校のきまり等をめぐる問題	2	24	2.0%	2	21	1.8%
入学、転編入学、進級時の不適応	5	25	2.3%	7	48	4.3%
家庭の生活環境の急激な変化	19	49	5.3%	28	55	6.5%
親子関係をめぐる問題	69	90	12.4%	61	97	12.4%
家庭内の不和	15	42	4.4%	29	33	4.9%
病気による欠席	12	64	5.9%	28	93	9.5%
非行、情緒的混乱等、本人にかかる状況(※)	208	943	89.5%	215	792	79.0%
その他	11	1	0.9%	12	5	1.3%
不明	3	28	2.4%	6	13	1.5%

※文部科学省の調査項目のうち、非行、無気力、情緒的混乱等をまとめて「非行、情緒的混乱等、本人にかかる状況」としており、複数回答です。

(7) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（５年間）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	児童数	65	103	70	93	126
	割 合	30.5%	43.3%	33.3%	39.1%	46.5%
中学校	生徒数	452	308	357	354	350
	割 合	39.6%	29.7%	35.3%	33.8%	34.9%
計	児童生徒数	517	411	427	447	476
	割 合	38.2%	32.3%	35.0%	34.8%	37.4%

「登校できるようになった」児童生徒の判断基準については、13 ページをご覧ください。

(8) 「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

項 目 (※)	25 年度		26 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校の問題について研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	20	17	22	22
全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くする等、学校全体で指導にあたった	19	20	27	22
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	25	5	25	4
養護教諭が専門的に指導にあたった	12	13	11	10
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった	11	25	12	30
友人関係を改善するための指導を行った	22	14	16	19
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	28	27	28	26
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	12	15	16	14
様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した	23	18	25	17
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	23	24	25	26
登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした	35	32	46	33
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った	23	36	31	35
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	29	14	35	23
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	27	11	24	14
病院等の医療機関と連携して指導にあたった	6	8	8	9
その他	3	2	4	1

※文部科学省の調査項目の原文のままで、複数回答です。

◆ 「不登校」の調査に関する文部科学省の定義等

文部科学省では、不登校について『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と定義している。

本調査において「不登校児童・生徒数」とは、平成26年度学校基本調査の小・中学校における「理由別長期欠席者数」(平成26年度間(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、「不登校」を理由とする者として報告した児童・生徒数と一致するものとする。

不登校の具体例(学校基本調査の手引きより転載)

・学校生活上の影響

いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。

・あそび・非行

遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。

・無気力

無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。

・不安などの情緒的混乱

登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え、登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。

・意図的な拒否

学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。

・複合

不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。

文部科学省では、「登校する又はできるようになった児童・生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認められる者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター(適応指導教室)での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

不登校、暴力行為 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数【地域別】（中等教育学校を除く）

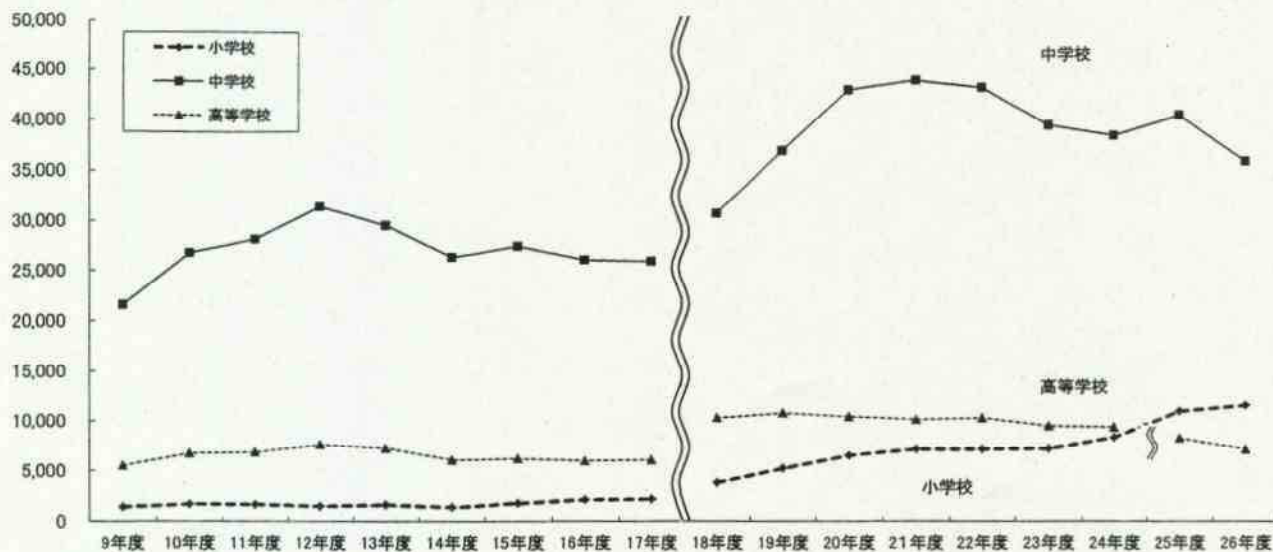
	平成26年度				平成25年度				平成26、25年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,655	2,045	3,700	14.0	1,943	2,195	4,138	15.5	▲ 288	▲ 150	▲ 438	▲ 1.5
川崎市	103	239	342	3.4	59	312	371	3.7	44	▲ 73	▲ 29	▲ 0.3
相模原市	108	282	390	7.2	125	414	539	9.9	▲ 17	▲ 132	▲ 149	▲ 2.7
横須賀市	101	188	289	9.4	191	217	408	13.1	▲ 90	▲ 29	▲ 119	▲ 3.7
湘南三浦	47	405	452	5.8	63	254	317	4.1	▲ 16	151	135	1.7
県央	103	403	506	7.6	53	586	639	9.5	50	▲ 183	▲ 133	▲ 1.9
中	33	218	251	5.6	32	279	311	6.8	1	▲ 61	▲ 60	▲ 1.2
県西	29	130	159	6.1	52	163	215	8.0	▲ 23	▲ 33	▲ 56	▲ 1.9
神奈川県	2,179	3,910	6,089	9.1	2,518	4,420	6,938	10.4	▲ 339	▲ 510	▲ 849	▲ 1.3

2 不登校児童・生徒数【地域別】（中等教育学校を除く）

	平成26年度				平成25年度				平成26、25年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,120	2,608	3,728	14.1	988	2,423	3,411	12.8	132	185	317	1.3
川崎市	271	1,003	1,274	12.7	238	1,048	1,286	12.9	33	▲ 45	▲ 12	▲ 0.2
相模原市	252	725	977	18.1	193	716	909	16.7	59	9	68	1.4
横須賀市	111	433	544	17.8	133	489	622	20.0	▲ 22	▲ 56	▲ 78	▲ 2.2
湘南三浦	246	697	943	12.1	190	598	788	10.2	56	99	155	1.9
県央	205	703	908	13.6	195	782	977	14.5	10	▲ 79	▲ 69	▲ 0.9
中	148	423	571	12.6	148	464	612	13.4	0	▲ 41	▲ 41	▲ 0.8
県西	90	306	396	15.1	94	282	376	14.0	▲ 4	24	20	1.1
神奈川県	2,443	6,898	9,341	14.0	2,179	6,802	8,981	13.4	264	96	360	0.6

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

〈参考1〉学校内外における暴力行為発生件数の推移



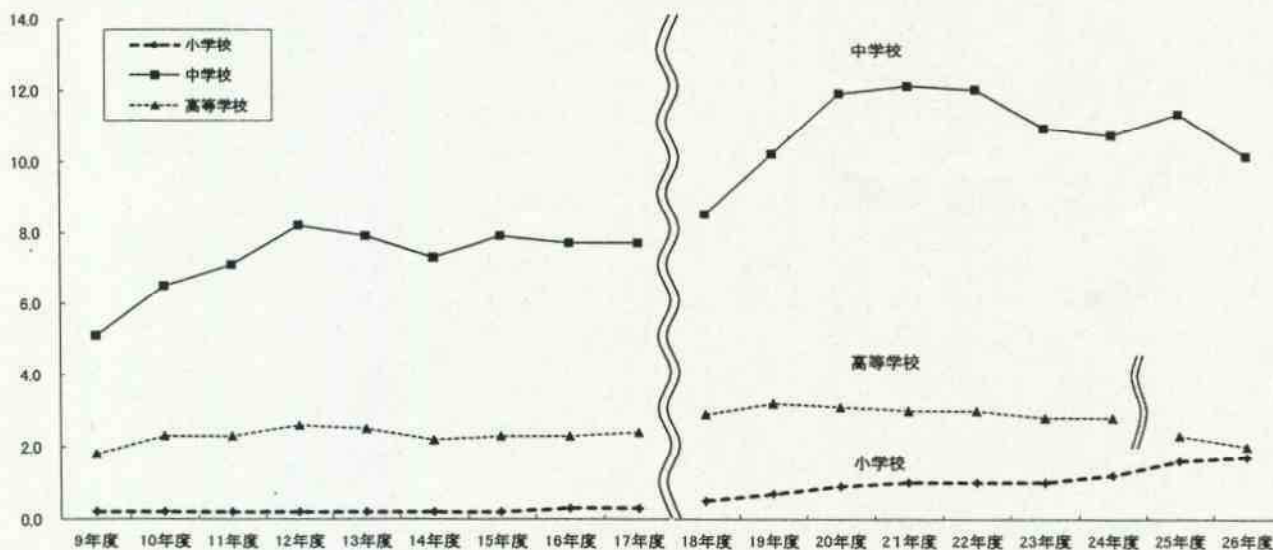
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,468
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,798	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	10,254	10,739	10,380	10,085	10,226	9,431	9,322	8,203	7,091
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	44,621	52,756	59,618	60,915	60,305	55,857	55,836	59,345	54,242

(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。

(注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(注3) 平成25年度からは高等学校に通制課程を含める。

〈参考2〉学校内外における暴力行為発生率の推移(1,000人当たりの暴力行為発生件数)



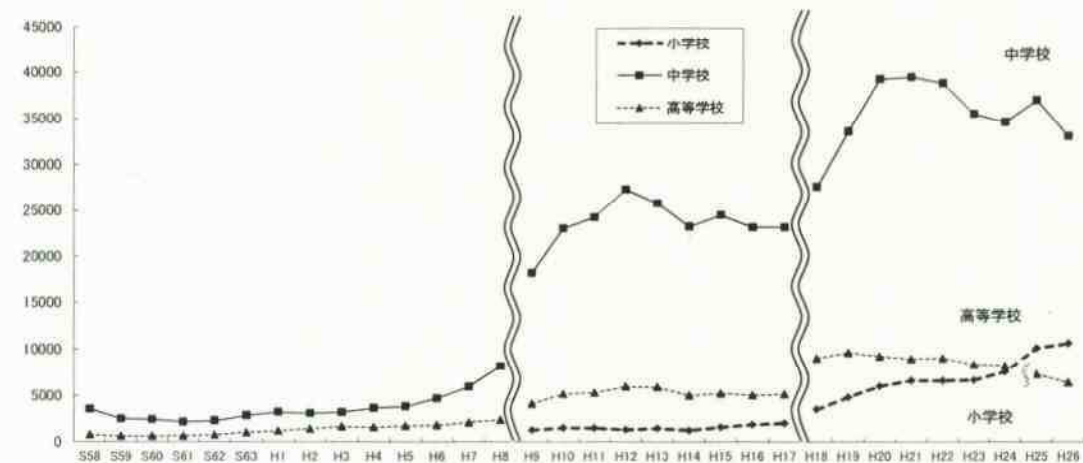
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5	0.7	0.9	1.0	1.0	1.0	1.2	1.6	1.7
中学校	5.1	6.5	7.1	8.2	7.9	7.3	7.9	7.7	7.7	8.5	10.2	11.9	12.1	12.0	10.9	10.7	11.3	10.1
高等学校	1.8	2.3	2.3	2.6	2.5	2.2	2.3	2.3	2.4	2.9	3.2	3.1	3.0	3.0	2.8	2.8	2.3	2.0
合計	1.9	2.4	2.6	2.9	2.8	2.5	2.7	2.6	2.6	3.1	3.7	4.2	4.3	4.3	4.0	4.1	4.3	4.0

(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。

(注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(注3) 平成25年度からは高等学校に通制課程を含める。

＜参考3＞学校内における暴力行為発生件数の推移



	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校	3,547	2,518	2,441	2,148	2,297	2,858	3,222	3,090	3,217	3,668	3,820	4,693	5,954	8,169
高等学校	768	647	642	653	774	1,055	1,194	1,419	1,673	1,594	1,725	1,791	2,077	2,406
合計	4,315	3,165	3,083	2,801	3,071	3,913	4,416	4,509	4,890	5,260	5,545	6,484	8,031	10,575
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度					
小学校	1,304	1,528	1,509	1,331	1,465	1,253	1,600	1,890	2,018					
中学校	18,209	22,991	24,246	27,293	25,769	23,199	24,463	23,110	23,115					
高等学校	4,108	5,152	5,300	5,971	5,896	5,002	5,215	5,022	5,150					
合計	23,621	29,671	31,055	34,595	33,130	29,454	31,278	30,022	30,283					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
小学校	3,494	4,807	5,996	6,600	6,579	6,646	7,542							
中学校	27,540	33,525	39,161	39,382	38,705	35,411	34,528							
高等学校	8,985	9,603	9,221	8,926	9,010	8,312	8,195							
合計	40,019	47,935	54,378	54,908	54,294	50,369	50,265							
	25年度	26年度												
小学校	10,078	10,605												
中学校	36,869	32,986												
高等学校	7,280	6,392												
合計	54,227	49,983												

(注1)平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査している。

(注2)平成9年度からは調査方法を改めている。

(注3)平成9年度からは公立小学校、平成18年度からは国立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(注4)平成25年度からは高等学校に過半数課程を含める。

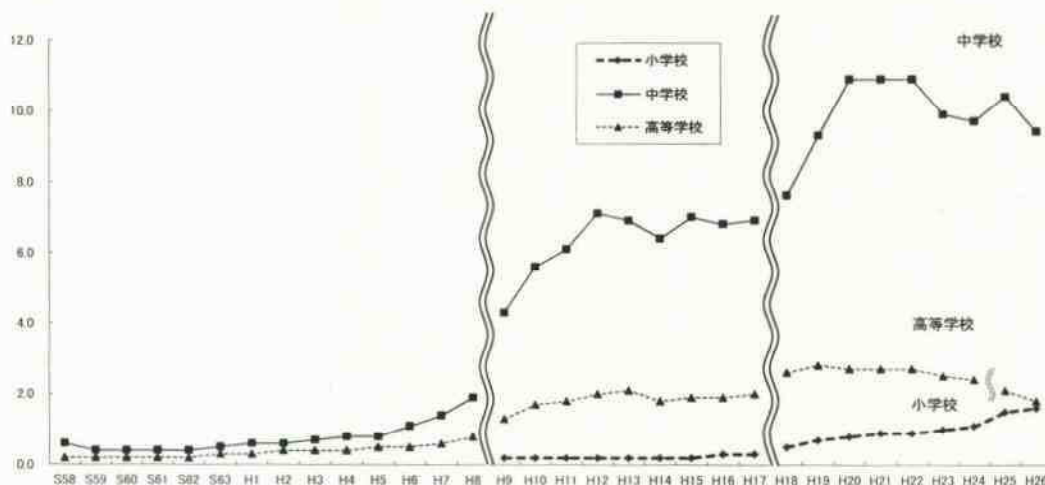
(注1)平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査している。

(注2)平成9年度からは調査方法を改めている。

(注3)平成9年度からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(注4)平成25年度からは高等学校に通制課程を含める。

＜参考4＞学校内における暴力行為発生率の推移(1,000人当たりの暴力行為発生件数)



	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	1.1	1.4	1.9
高等学校	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.8
合計	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	1.1	1.4
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度					
小学校	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3					
中学校	4.3	5.6	6.1	7.1	6.9	6.4	7.0	6.8	6.9					
高等学校	1.3	1.7	1.8	2.0	2.1	1.8	1.9	1.9	2.0					
合計	1.6	2.0	2.2	2.5	2.4	2.2	2.4	2.3	2.3					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
小学校	0.5	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1							
中学校	7.6	9.3	10.9	10.9	10.8	9.9	9.7							
高等学校	2.6	2.8	2.7	2.7	2.7	2.5	2.4							
合計	2.8	3.4	3.9	3.9	3.9	3.6	3.7							
	25年度	26年度												
小学校	1.5	1.6	(注1)平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査している。											
中学校	10.4	9.4	(注2)平成9年度からは調査方法を改めている。											
高等学校	2.1	1.8	(注3)平成9年度からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。											
合計	3.9	3.7	(注4)平成25年度からは高等学校に通学制課程を含める。											

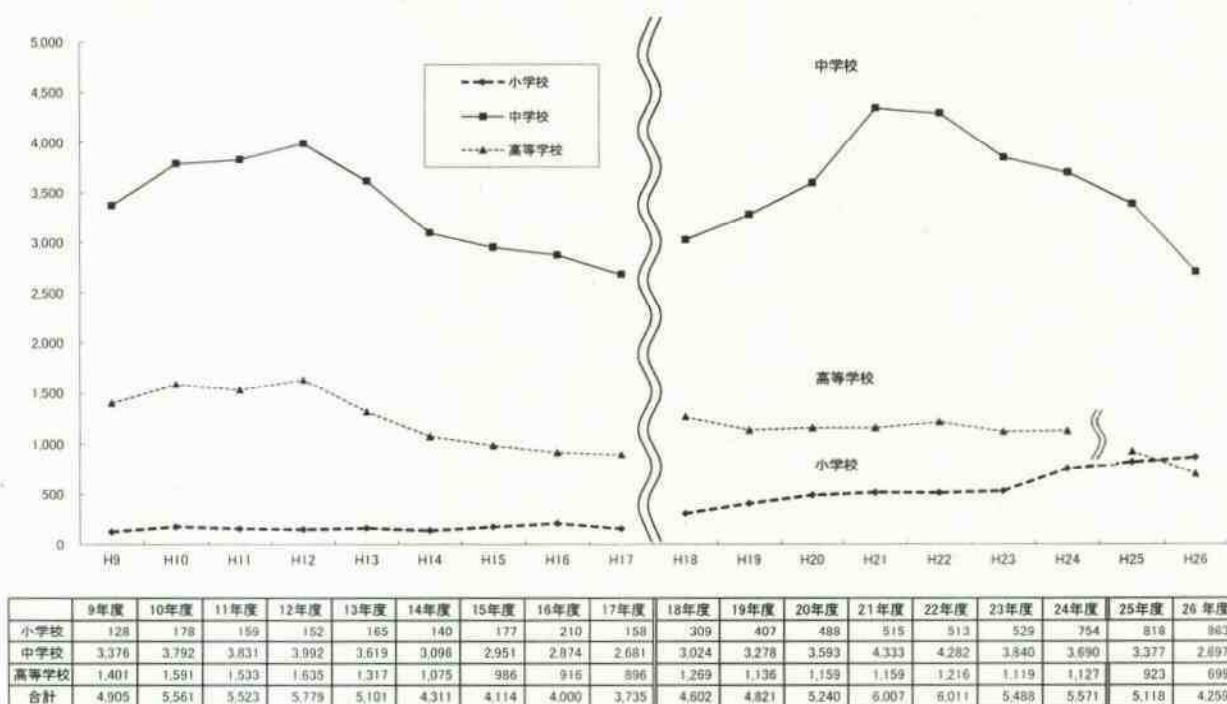
(注1)平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査している。

(注2)平成9年度からは調査方法を改めている。

(注3)平成9年度からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(注4)平成25年度からは高等学校に通制課程を含める。

＜参考5＞学校外における暴力行為発生件数の推移

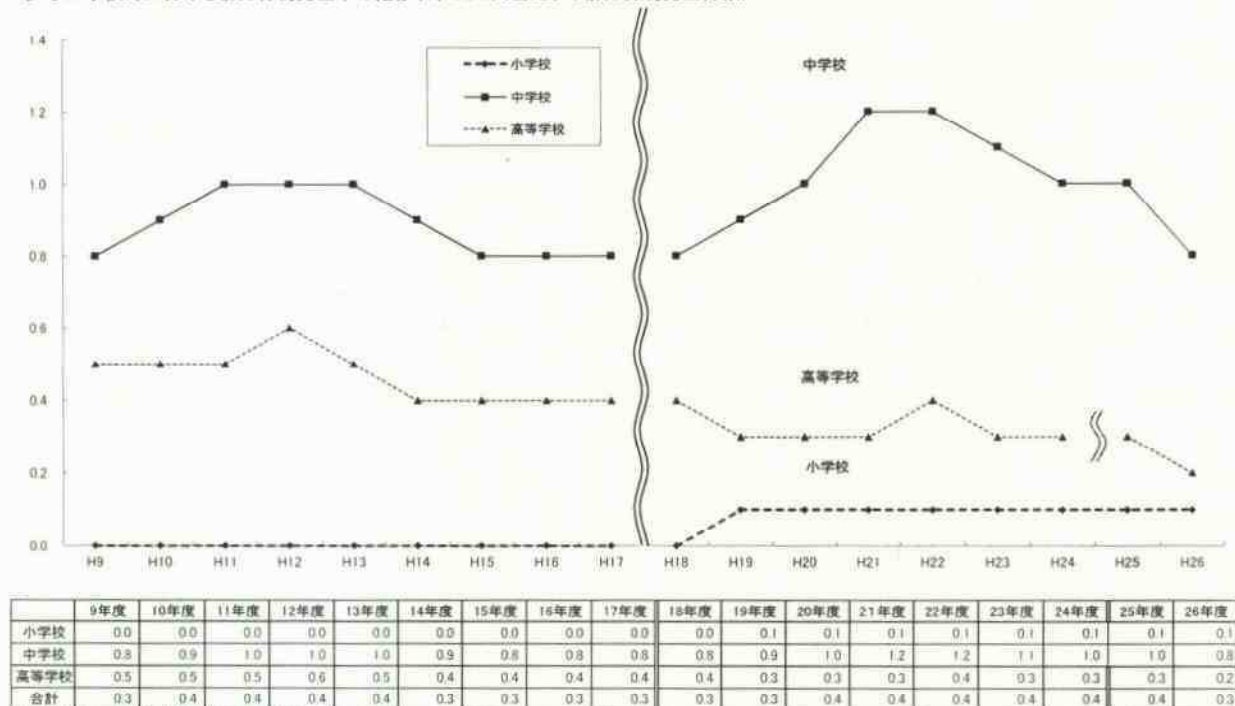


〔注1〕公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。

〔注2〕平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

〔注3〕平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

＜参考6＞学校外における暴力行為発生率の推移（1,000人当たりの暴力行為発生件数）

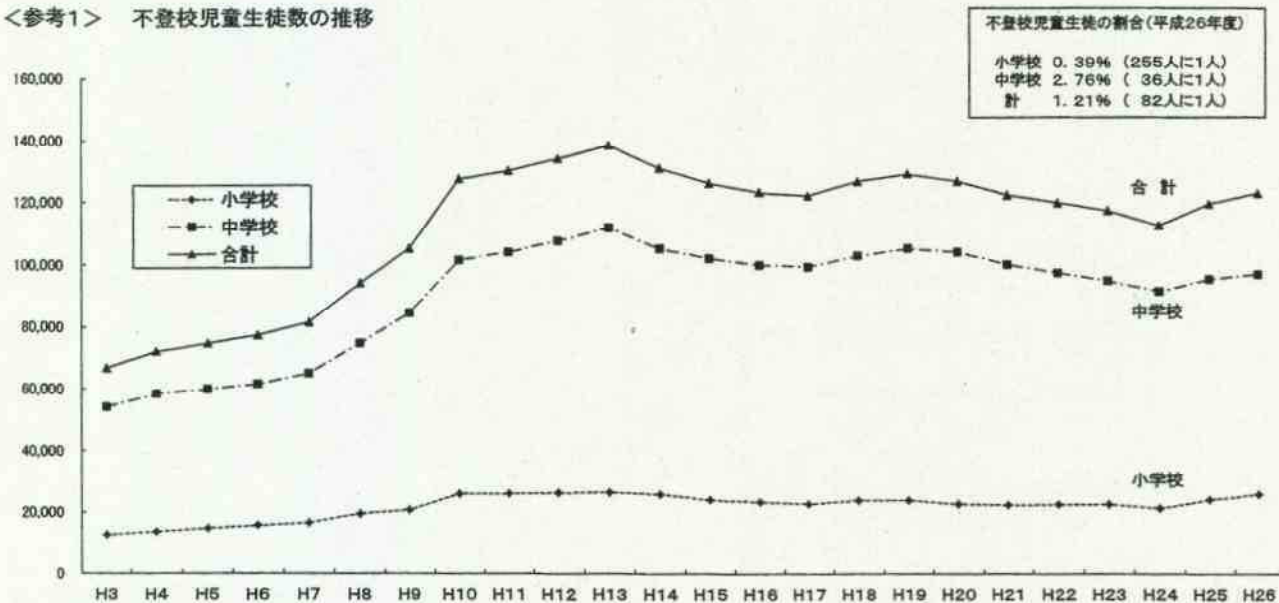


〔注1〕公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。

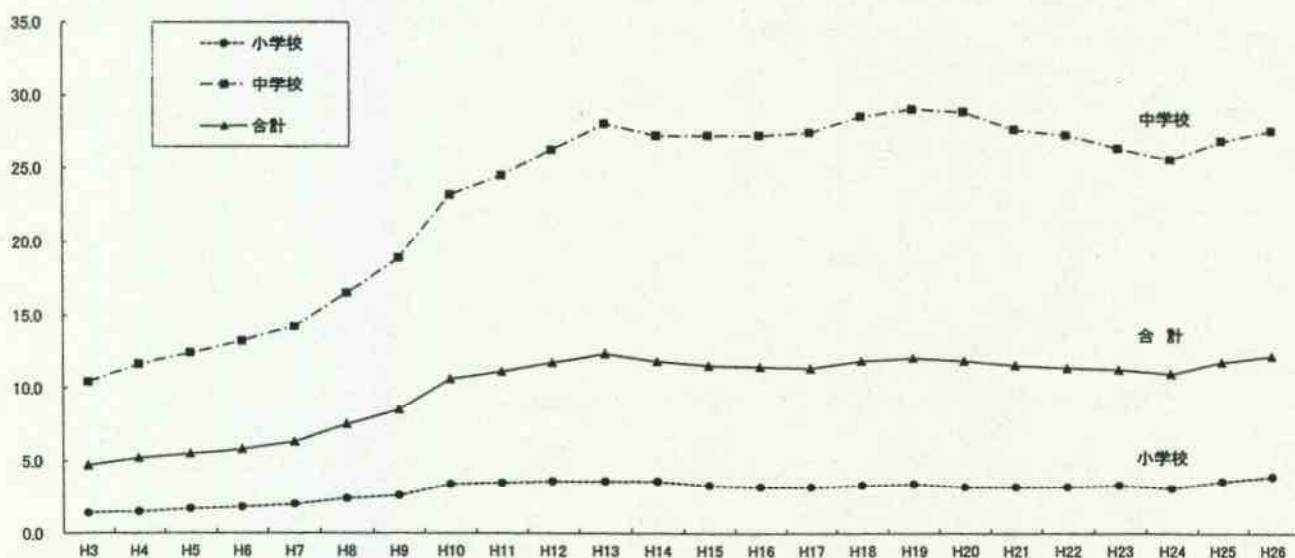
〔注2〕平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

〔注3〕平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

＜参考1＞ 不登校児童生徒数の推移



＜参考2＞ 不登校児童生徒の割合の推移(1,000人当たりの不登校児童生徒数)



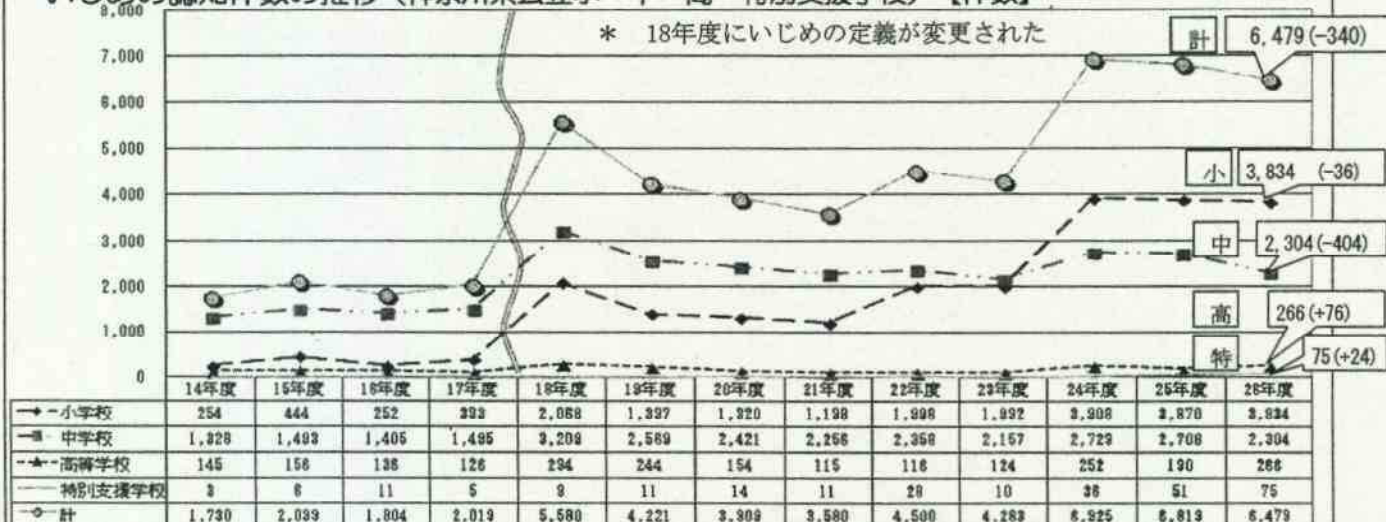
(注) 調査対象：国公立小・中学校（平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(4-2) 不登校児童生徒の在籍学校数

区 分		学校総数 (A) (校)	不登校児童生徒在籍学校数(B) (校)	比率 (%) (B/A×100)
小学校	国立	72	36	50.0
	公立	20,558	9,939	48.3
	私立	222	78	35.1
	計	20,852	10,053	48.2
中学校	国立	77	66	85.7
	公立	9,737	8,206	84.3
	私立	794	608	76.6
	計	10,808	8,880	83.7
計	国立	149	102	68.5
	公立	30,295	18,145	59.9
	私立	1,016	886	87.5
	計	31,460	18,933	60.2

I いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件数】



公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より340件減少し、6,479件でした。

いじめに対する日常の取組が進み、いじめの未然防止が進んでいると捉えられます。引き続き「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、ふざけやじゃれあいが重なり合えば、いじめになるということも含め、今一度「いじめ」とは何かを、児童・生徒や教職員が共通理解し取組を進めていくことが大切です。

II いじめ 地域別の状況（公立小・中学校）

いじめの認知件数【地域別】（中等教育学校を除く）

	平成26年度				平成25年度				平成26、25年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,781	666	2,447	9.2	2,279	954	3,233	12.1	▲ 498	▲ 288	▲ 786	▲ 2.9
川崎市	619	185	804	8.0	453	167	620	6.2	166	18	184	1.8
相模原市	338	225	563	10.4	373	352	725	13.4	▲ 35	▲ 127	▲ 162	▲ 3.0
横須賀市	132	116	248	8.1	128	167	295	9.5	4	▲ 51	▲ 47	▲ 1.4
湘南三浦	167	379	546	7.0	128	427	555	7.2	39	▲ 48	▲ 9	▲ 0.2
県央	421	329	750	11.2	219	271	490	7.3	202	58	260	3.9
中	277	284	561	12.4	158	181	339	7.4	119	103	222	5.0
県西	99	118	217	8.3	132	187	319	11.9	▲ 33	▲ 69	▲ 102	▲ 3.6
神奈川県	3,834	2,302	6,136	9.2	3,870	2,706	6,576	9.8	▲ 36	▲ 404	▲ 440	▲ 0.6

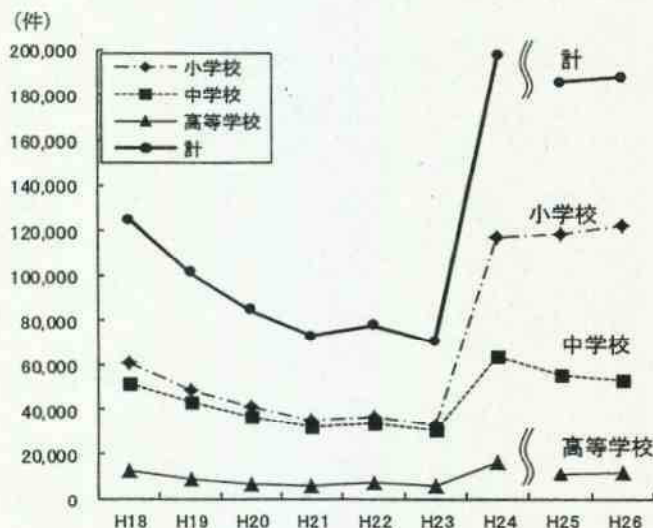
湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

いじめの状況について（概要）

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は188,057件（前年度185,803件）と前年度より2,254件増加しており、児童生徒1千人当たりの認知件数は13.7件（前年度13.4件）である。認知件数については、中学校は減少しているが、小・高等学校、特別支援学校は増加している。

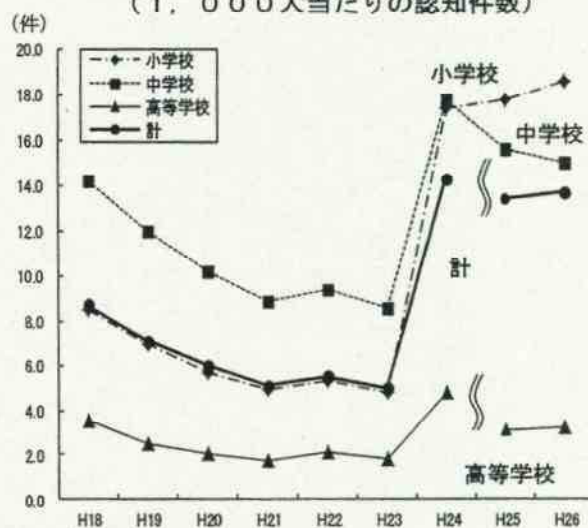
なお、認知件数について、積極的ないじめの認知により、小学校（122,721件）、特別支援学校（963件）は、いじめの調査を開始した昭和60年度以降最高となっている。

いじめの認知（発生）件数の推移



いじめの認知（発生）率の推移

(1,000人当たりの認知件数)



(件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,721
	8.5	6.9	5.7	4.9	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,969
	14.2	12.0	10.2	8.9	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404
	3.5	2.5	2.0	1.7	2.1	1.8	4.8	3.1	3.2
特別支援学校	384	341	309	259	380	338	817	768	963
	3.7	3.2	2.8	2.2	3.1	2.7	6.4	5.9	7.3
合計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,057
	8.7	7.1	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。

○ いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。